

資料4

長野市景観顕彰制度実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、長野市の景観を守り育てる条例（平成19年長野市条例第49号）第24条の規定による優れた景観の形成に寄与している建築物等及び優れた景観の形成に貢献している団体等の顕彰に関し、必要な事項を定めるものとする。

(顕彰の対象)

第2 顕彰の対象となる建築物等及び団体等は、次の各号に掲げる建築物等及び団体等で、良好な景観の形成上特に優れていると認めるものとする。

- (1) 建築物、門、塀、石垣、生垣、庭園、道路、橋、公園、広場、河川、水路、池、彫刻、モニュメント、屋外広告物等及びこれらで構成されているまちなみ

- (2) まちづくり又は景観の向上を目的とする活動を行っている団体等

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する建築物等については、顕彰の対象としない。

- (1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物として指定されたもの又は重要伝統的建造物群保存地区に選定された地区内にあるもの
- (2) 景観法（平成16年法律第110号）の規定により景観重要建造物として指定されたもの
- (3) 文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号）の規定により長野県宝又は県史跡名勝天然記念物として指定されたもの
- (4) 長野市文化財保護条例（昭和51年長野市条例第74号）の規定により長野市指定有形文化財又は指定史跡名勝天然記念物として指定されたもの

(顕彰)

第3 顕彰は、長野市景観賞（以下「景観賞」という。）及び長野市景観奨励賞（以下「奨励賞」という。）により行うものとする。

(景観賞及び奨励賞の決定等)

第4 景観賞及び奨励賞は、市民等の推薦又は所有者、設計者、施工者等から応募があった建築物等又は団体等の中から決定するものとする。

2 前項の推薦又は応募の募集は、毎年度1回行うものとする。

3 市長は、景観賞及び奨励賞に決定した建築物等及び団体等について、広報への掲載その他の適当な方法により、公表するものとする。

(補則)

第5 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成4年6月30日告示第106号）

この要綱は、平成4年7月1日から施行する。

附 則（平成10年4月1日告示第71号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成20年4月1日告示第146号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成21年3月10日告示第84号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成23年3月10日告示第107号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成30年3月19日告示第109号）

この要綱は、告示の日から施行する。

長野市景観顕彰制度実施要領

(目的)

第1 この要領は、長野市景観顕彰制度実施要綱（以下「要綱」という。）第5に基づき、募集及び表彰について、必要な事項を定めるものとする。

(顕彰の対象)

第2 顕彰の対象は、要綱の第2に規定するもので、次の各号に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 長野市内に存するもの
- (2) 法令に違反しないもの
- (3) 長野市が過去に実施した都市景観賞、長野市景観賞及び長野市景観奨励賞の入賞作品でないもの
- (4) ながの花と緑大賞の応募内容に該当しないもの
- (5) 公共の場、又は一般的に許可を受けずに立ち入ることができる敷地から望見できるもの

(募集方法)

第3 リーフレット、広報ながの、ホームページ等によるものとする。

(審査)

第4 審査は、長野市景観審議会（以下「審議会」という。）において行う。

2 審査にあたっての選考基準等は審議会で定める。

(顕彰の決定)

第5 審議会は審査の結果、優れているものとして長野市景観賞（以下「景観賞」という。）候補作品若干数を選ぶ。なお、審議会は必要があると認めた場合には、長野市景観奨励賞（以下「奨励賞」という。）候補作品を選ぶことができる。

2 市長は、審議会が選考した候補作品の中から、景観賞及び奨励賞を決定する。

(顕彰の方法)

第6 要綱の第3の顕彰については、次のとおりとする。

- (1) 市長は、景観賞に決定した建築物等及び団体等について、建築物等にあっては当該建築物等の所有者、設計者、施工者等に、団体等にあっては当該団体等に、賞状及び楯等を授与するものとする。ただし、当該建築物等の建築主が国、県、市等であるときは、授与の内容を変更することができる。
- (2) 市長は、奨励賞に決定した建築物等及び団体等について、建築物等にあっては当該建築物等の所有者、設計者、施工者等に、団体等にあっては当該団体等に、賞状及び楯等を授与するものとする。
- (3) 設計又は施工を共同で行った場合、市長は、それぞれの設計者又は施工者を顕彰するものとする。
- (4) 市長は、景観賞及び奨励賞に決定した建築物等又は団体等を推薦した者に、記念品を授与するものとする。